

本別都市計画（本別町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、本別都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである

区 分	市町村名	範 囲	規 模
本別都市計画区域	本 別 町	行政区域の一部	約 1,271 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の東部に位置しており、町域中央を利別川が南北に貫流しており、美里別川、本別川及び利別川の合流部を中心に市街地が形成されてきた。

産業については、十勝川の支流である利別川流域の沖積土地帯に広がる肥沃な土地を背景として、良質な豆を特産品とした畑作と酪農が調和した農業を基幹産業として発展してきた。しかし、少子高齢化の進展や離農、官公庁及び企業の統廃合等で町外への転出者が増えており、今後は、こうした状況の変化に的確に対応するまちづくりが求められている。

また、平成18年度に廃線となったふるさと銀河線跡地や北海道横断自動車道本別インターチェンジ付近について、今後の土地利用の動向等を踏まえ、土地利用の転換や保全を図る必要がある。

本別町では、「ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり」を目指し、その実現に向けた、まちづくりの基本的な方向を次のとおり定めている。

- ・生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり
- ・地域資源を活かした豊かなまちづくり
- ・ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり
- ・快適でやさしさのあるまちづくり
- ・町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数については減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、農業を基幹産業とし、3・3・1号大通（国道242号）を基軸として緑豊かな田園文化を実現するよう計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は出生数の減少による人口減少及び少子高齢化が進行し、中心市街地における活気の衰え等が課題となっている。

このため、本区域では、まちをとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、沿道商業業務地周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、共栄地区、向陽町地区、朝日町地区、錦町地区、新町地区、弥生町地区及び栄町地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地のうち、弥生町地区及び栄町地区については、既存にある農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅地として、良好な住環境の形成、保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、道の駅の西側の3・3・1号大通（国道242号）及び3・4・2号停車場通（一般道道美里別本別停車場線及び勇足本別停車場線）の沿道を中心として配置し、商業・娯楽・宿泊施設等が集積する観光拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、中心商業業務地に隣接する3・3・1号大通（国道242号）沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、市街地北西部の新町地区に配置し、工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、市街地南部の南地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市街地における住居・学校・農業の各機能が混在する弥生地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら、住環境に配慮した適切な用途純化又は用途の複合化を図る。

(2) その地の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地として、その保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている東本別、東町、向陽町、緑町、朝日町及び山手町錦町の各地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等及び災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・本区域は周辺を白糠丘陵にいだかれ、市街地東部の本別川沿いに位置する本別公園、義経公園及び静山公園は、景勝地として周囲の義経山、本別沢及び幽仙峡と一体的に町民だけでなく、数多くの観光客に利用されていることから、自然環境に恵まれたレクリエーション地区として自然環境の保全と適切な活用を努めるものとする。
また、公園周辺の保安林や鳥獣保護区の積極的な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵地、利別川及び本別川の河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・自然環境の豊かな地域において、都市と農村地域の交流促進を目的とした優良田園住宅の整備を進める際には、農林業との調整を図るとともに、必要に応じて地区計画等を定めることによりゆとりのある住環境の形成及び保全に努める。
- ・用途白地地域にある南地区工業団地には、農地が介在していることから、必要に応じて特定用途制限地域等を活用することにより、既存の営農環境の保全を図りつつ、周辺環境への影響の少ない工場施設等の立地の許容を検討する。
- ・現況が優良な農地である弥生町地区及び栄町地区の一部については、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は北海道横断自動車道の本別インターチェンジを有することから、広域交通の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.59km/km ²	2.83km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道横断自動車道が市街地の南側を通過することから、アクセス道路を適切に配置する。
- ・3・3・1号大通(国道242号)及び3・4・6号本別東通(国道274号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号停車場通(一般道道美里別本別停車場線及び勇足本別停車場線)、3・4・3号栄橋通(主要道道本別留辺薬線)、3・4・4号本別西通(一般道道勇足本別停車場線)、3・4・5号本別公園通(一般道道本別本別停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・2号停車場通(一般道道美里別本別停車場線及び勇足本別停車場線)に、旧本別駅の駅前広場を配置し、道の駅として機能していることから、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- 3・3・1号大通(国道242号)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で66.5%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

本別公共下水道については、下水管渠を確保し南地区に処理場を適正に配置する。

b 河川

利別川、本別川及び美里別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な正確を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地の東側を南北に縁どっている白糠丘陵の森林と市街地内を流れる利別川、本別川及び美里別川の河川空間を骨格とする緑地の形態を成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、本別河川緑地、本別公園、義経公園、静山公園及び太陽の丘総合運動公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、本別河川緑地、本別公園、義経公園、静山公園及び太陽の丘総合運動公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、街区公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成する本別公園、義経公園及び静山公園を配置する。

e その他の系統

- ・地域特有の歴史を有する本別公園、義経公園及び静山公園を配置する。
- ・本別霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静粛な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市法緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。